

# その他の取り組み事項について

---

# 1. 新制度の周知方法について

# 1. 新制度の周知方法について

- 改正通訳案内士法の附帯決議（衆・参）において、政府は「新制度の周知に最善を尽くすこと」としている。
- 日本国内においては、ホームページへの掲載やプレスリリースなどにより、新制度の周知を図ってきたところ。（閣議決定、施行期日を定める政令等に関するプレスリリース、検討会資料の公表等）
- 今後、J N T Oを通じ、諸外国に対しても制度の周知を図ることを検討。
- 新制度について、さらに広く関係者に周知を図るため、以下の方法により、周知を行うこととしてはどうか。

## 全国通訳案内士

○全国通訳案内士に対して、法改正等の内容について通知（メール、郵送）を送付し、周知を図る。

（周知内容）

- ・通訳案内士法改正の概要についてのお知らせ
- ・経過措置研修の実施、定期研修制度の導入についてのお知らせ
- ・通訳案内士登録情報検索サービスの公開についてのお知らせ

等

## 通訳案内士団体

○全通訳案内士団体（H29.12現在、22団体）に対して、傘下会員に制度改正の周知を図るよう依頼するほか、定期研修・登録研修機関についての説明会を実施。

（周知内容）

- ・通訳案内士法改正の概要についてのお知らせ
- ・経過措置研修の実施、定期研修制度の導入についてのお知らせ
- ・定期研修及び登録研修機関についての説明会の実施

等

## 旅行業界

○業界団体（J A T A、A N T A等）に対して、法改正の概要について傘下事業者に周知を図るよう依頼するとともに、有資格者の積極的な活用を働きかける。

（周知内容）

- ・通訳案内士法改正の概要についてのお知らせ
- ・有資格者を積極的に活用するよう働きかけ

等

## 地方自治体

○地方自治体に対しては、地方運輸局を通じ、地域通訳案内士制度について周知を図り、地域の取り組みを促す。

（周知内容）

- ・通訳案内士法改正の概要についてのお知らせ
- ・地域通訳案内士に係る計画策定についてのお知らせ

等

## 2. 通訳案内士の認知度向上策 (バッジの導入)について

## 2. 全国通訳案内士のバッジ導入について

- 改正通訳案内士法の附帯決議（衆・参）において、政府は「有資格者の内外での認知度を高めるための措置を講じること」を求められているところ。
- 「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」中間取りまとめ及び最終取りまとめにおいても、他制度を参考とし、有資格者のバッジ等の着用について検討することとしている。

### 中間取りまとめ（平成28年10月）

- 2. 有資格者の質の維持・向上
  - (2) 有資格者の行為規制  
(現状・課題)

現行法上、通訳案内士は、登録証の提示義務やキックバックの要求禁止など、業務上の行為規制が課せられている。

(今後の対応)

通訳案内士への信頼性確保の観点から、現行の行為規制は引き続き存置すべきである。その際、登録証の提示義務に加えて、法律事項ではないものの、他制度を参考とし、バッジ等の着用についても検討を行っていくべきである。

### 最終取りまとめ（平成29年3月）

- 2. 有資格者の質の維持・向上
  - (2) 有資格者の行為規制  
(中間取りまとめを受けた対応と今後の方針)

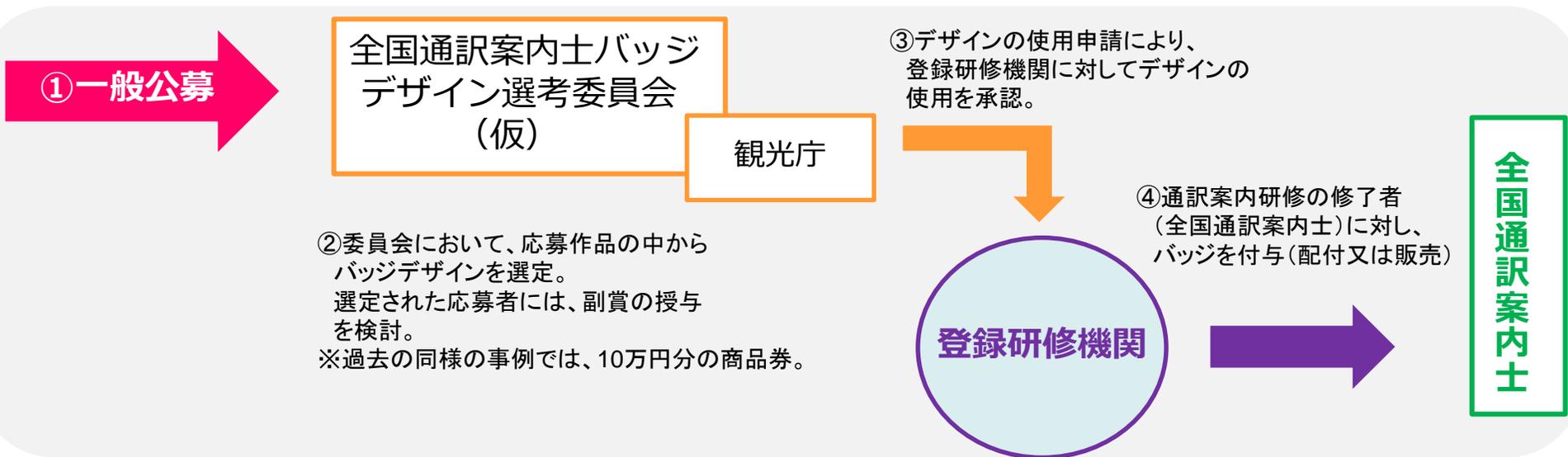
改正法案において、現行の行為規制については引き続き存置すべきである。バッジ等の着用については、バッジのデザインの募集方法も含め、通訳案内士制度がより広く周知されるよう、引き続き中間取りまとめに基づき検討を進めていくべきである。

## 2. 全国通訳案内士のバッジ導入について

- そこで全国通訳案内士においても、バッジ導入を図り、認知度向上を図ることとしてはどうか。
- なお、バッジのデザインについては広く一般から募集することとし、観光庁がデザインの使用を認めた者（登録研修機関等）から、バッジを全国通訳案内士に対して付与することとしてはどうか。

### バッジ導入までの流れ

- ①観光庁の一般公募により、全国通訳案内士のバッジデザインを募集（今年度中の実施を予定）。
- ②観光庁や通訳案内士団体等により組織する「全国通訳案内士バッジデザイン選考委員会（仮）」の中で、バッジデザインの選考を実施。  
※併せて、観光庁は選定したデザインの商標等に係る調査を実施。
- ③選定されたデザインの著作権は観光庁に帰属することとし、登録研修機関に対して、観光庁からデザインの使用を承認。
- ④デザインの使用を認められた登録研修機関は、通訳案内研修を修了した全国通訳案内士に対して、バッジを付与（配付または販売）する。



# 【参考】バッジ等導入事例(他の名称独占資格・海外)

- 他の名称独占資格において、情報処理安全確保支援士やマンション管理士などでは、ロゴマークやシンボルマークが作られており、有資格者や関係団体等に対して使用を認めている。(マークの管理は業界団体など)
- 海外の観光ガイドにおいては、イギリスのブルーバッジ制度があり、国家資格ではないものの、民間の観光ガイドの資格として認知されている。

## 他の名称独占資格の例 情報処理安全確保支援士のロゴマーク



### ロゴマークの説明:

- フレーム: 盾(シールド)を意味し、様々な脅威から情報組織や社会を守る存在であること、深みのある青は誠実と冷静さを意味する。
- 地球: 国際社会とデジタル社会を現す。
- 羽: ITによる人々の生活と拡がりや飛翔を意味する。
- 4つの星: 技術水準レベル4という重要性の高い資格として目指す存在となることをイメージ。

※情報処理推進機構ホームページより

## 海外の観光ガイドのバッジの例 英国のブルーバッジ



※(イギリス)ブルーバッジのイメージ

- ・バッジは資格試験合格者に付与される。大きさは縦5センチ程であり、胸につけるとかなり目立つ大きさとなっている。
- ・特定の施設では、ブルーバッジガイドでなければ案内できないなど、有資格者へインセンティブを付与するなどの取り組みも見られる。

※平成27年度観光庁調査より

### 3. 通訳案内士の就業状況の実態把握について

### 3. 通訳案内士の就業状況の実態把握について

- 通訳案内士の就業状況については、改正通訳案内士法の附帯決議（参議院）において、「全国通訳案内士等の団体を通じて就業状況の実態把握に努めて定期的に公表」することとしている。
- そのため、全国通訳案内士等の団体に対し、会員の活動状況について定期的な調査を実施することを検討する。

#### 調査内容について

全国通訳案内士の就業状況（年間の稼働日数、通訳案内業務に関わる収入など）を把握するために必要な情報について調査することとし、具体的な内容は今後、検討する。（調査様式については、観光庁が作成）

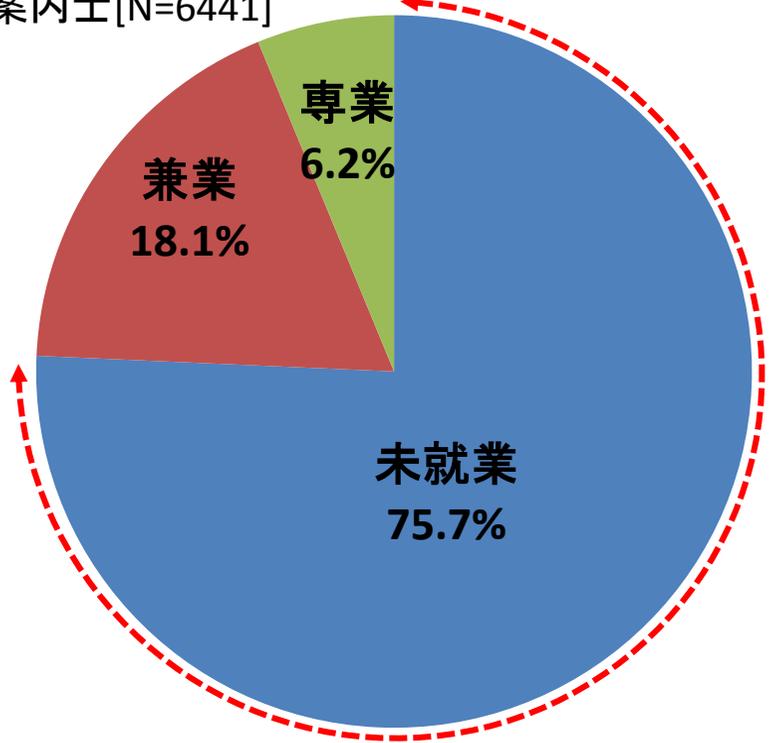
#### 【調査内容の例】

- 全国通訳案内士の稼働日数
  - 通訳案内業務に関わる収入状況、一回あたりの平均報酬額
  - 仕事の照会方法（旅行会社、通訳案内士団体等からの斡旋など）
- ・・・など

○通訳案内士団体等を通じて、以下のような情報を収集し、全国通訳案内士の就業状況等について、今後も実態の把握に努めて行くこととしたい。

## 資格取得者の活用状況

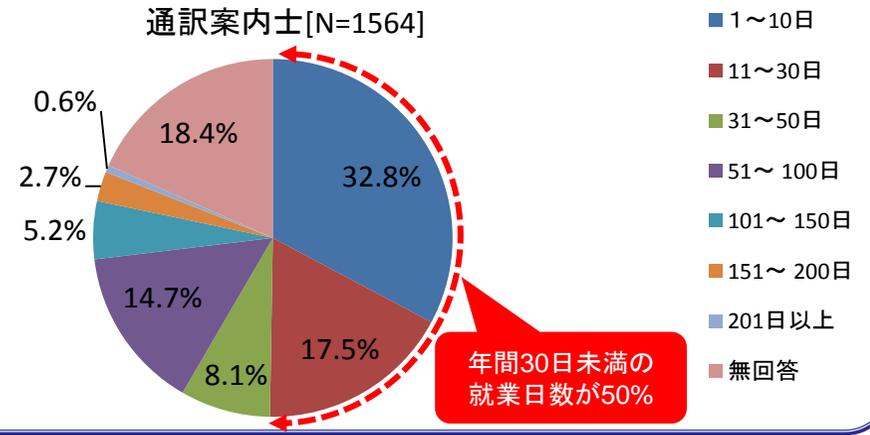
通訳案内士[N=6441]



未就業者のうち約3分の1は、条件さえ合えば、通訳案内士として就業することを希望

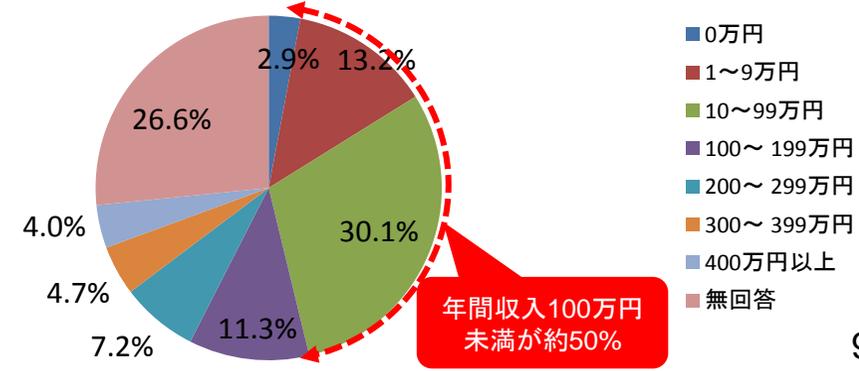
## 就業日数

通訳案内士[N=1564]



## 収入割合

通訳案内士[N=1564]



# 【参考】通訳案内士法等の一部を改正する法律に対する附帯決議

## 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律に対する附帯決議

### 附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 全国通訳案内士及び地域通訳案内士への信頼を保つために、**新制度の周知に最善を尽くすこと。**
- 二 全国通訳案内士等の有資格者の就業機会を確保する環境を整備すること。
- 三 無資格者に対しても有資格者が受講する研修受講を呼びかけ、訪日外国人観光客の急増に適切に対処すること。
- 四 悪質ガイドを防止するために、諸外国と連携しそれぞれの国内法に基づく取締りを要請するとともに、国内観光地においても啓発活動を実施し、旅行者の安心と安全を確保し、訪日外国人観光客のニーズに応え、質の高い旅行を提供するための環境整備に努めること。

### 附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 全国通訳案内士及び地域通訳案内士が本法により位置づけられた資格であることの意義を踏まえ、その信頼を保つために、**新制度の周知に最善を尽くすこと。**
- 二 全国通訳案内士等の**有資格者の内外での認知度を高めるための措置を講じる**とともに、就業機会を確保する環境を整備すること。また、**全国通訳案内士等の団体を通じて就業状況の実態把握に努めて定期的に公表し、必要に応じ、より効果的な取り組みを行うよう努めること。**
- 三 全国通訳案内士に対して義務付けされる定期研修について、有資格者にとって受講しやすいものとなるよう制度設計を行うとともに、無資格者に対しても有資格者が受講する研修受講を呼び掛け、訪日外国人観光客の急増に適切に対処すること。
- 四 悪質ガイドを防止するために、諸外国と連携しそれぞれの国内法に基づく取締りを要請するとともに、国内観光地において定期的に啓発活動を実施することを通じて、旅行者の安心と安全を確保し、訪日外国人旅行客のニーズに応え、質の高い旅行を提供するための環境整備に努めること。